

平成 25 年

第 1 回可児市議会定例会議案

平成25年 2 月25日

目 次

議案第 1 号	平成25年度可児市一般会計予算について	1
議案第 2 号	平成25年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について	1
議案第 3 号	平成25年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について	2
議案第 4 号	平成25年度可児市介護保険特別会計予算について	2
議案第 5 号	平成25年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について	3
議案第 6 号	平成25年度可児市公共下水道事業特別会計予算について	3
議案第 7 号	平成25年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について	4
議案第 8 号	平成25年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について	4
議案第 9 号	平成25年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算について	5
議案第10号	平成25年度可児市土田財産区特別会計予算について	5
議案第11号	平成25年度可児市北姫財産区特別会計予算について	6
議案第12号	平成25年度可児市平牧財産区特別会計予算について	6
議案第13号	平成25年度可児市二野財産区特別会計予算について	7
議案第14号	平成25年度可児市大森財産区特別会計予算について	7
議案第15号	平成25年度可児市水道事業会計予算について	8
議案第16号	平成24年度可児市一般会計補正予算（第 5 号）について	9
議案第17号	平成24年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	9
議案第18号	平成24年度可児市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	10
議案第19号	平成24年度可児市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	10
議案第20号	平成24年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	11
議案第21号	平成24年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	11
議案第22号	平成24年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）について	12
議案第23号	可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	13
議案第24号	可児市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第25号	可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20
議案第26号	可児市基金条例の一部を改正する条例の制定について	22
議案第27号	可児市税条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案第28号	可児市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	24
議案第29号	可児市知的障がい者通所授産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第30号	可児市飲料水供給事業の設置等に関する条例及び可児市簡易水道事業	

	の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について	29
議案第31号	請負契約の変更について	30
議案第32号	可児市・御嵩町認定審査会共同設置規約の変更について	31

議案第 1 号

平成25年度可児市一般会計予算について

平成25年度可児市一般会計予算を別冊のとおり定める。

平成25年 2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 2 号

平成25年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について

平成25年度可児市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成25年 2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 3 号

平成25年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について

平成25年度可児市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成25年 2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 4 号

平成25年度可児市介護保険特別会計予算について

平成25年度可児市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成25年 2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 5 号

平成25年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について

平成25年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成25年 2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 6 号

平成25年度可児市公共下水道事業特別会計予算について

平成25年度可児市公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成25年 2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第7号

平成25年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

平成25年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成25年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第8号

平成25年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について

平成25年度可児市農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成25年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第9号

平成25年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算について

平成25年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成25年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第10号

平成25年度可児市土田財産区特別会計予算について

平成25年度可児市土田財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成25年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第11号

平成25年度可児市北姫財産区特別会計予算について

平成25年度可児市北姫財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成25年 2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第12号

平成25年度可児市平牧財産区特別会計予算について

平成25年度可児市平牧財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成25年 2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第13号

平成25年度可児市二野財産区特別会計予算について

平成25年度可児市二野財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成25年 2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第14号

平成25年度可児市大森財産区特別会計予算について

平成25年度可児市大森財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成25年 2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第15号

平成25年度可児市水道事業会計予算について

平成25年度可児市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

平成25年 2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第16号

平成24年度可児市一般会計補正予算（第5号）について

平成24年度可児市一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定める。

平成25年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第17号

平成24年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

平成24年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

平成25年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第18号

平成24年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

平成24年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

平成25年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第19号

平成24年度可児市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

平成24年度可児市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

平成25年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第20号

平成24年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

平成24年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成25年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第21号

平成24年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

平成24年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

平成25年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第22号

平成24年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について

平成24年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

平成25年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第23号

可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

(可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)
第1条 可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年可児町条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障がいであって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障がいであって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年</p>

<p>者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) （略）</p>	<p>法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) （略）</p>
---	---

第2条 可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（介護補償）</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障がいであって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) （略）</p>	<p>（介護補償）</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障がいであって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) （略）</p>

（可児市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の一部改正）

第3条 可児市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成23年可児市条例第5号）の

一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 住宅等 住宅、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設並びに障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設をいい、建築中及び使用前のものを含む。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 住宅等 住宅、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設並びに<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設をいい、建築中及び使用前のものを含む。</p>

第4条 可児市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>

<p>(ii) 住宅等 住宅、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設をいい、建築中及び使用前のものを含む。</p>	<p>(iii) 住宅等 住宅、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいい、建築中及び使用前のものを含む。</p>
--	---

（可児市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第5条 可児市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年可児町条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（介護補償） 第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受け権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障がいであって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。た</p>	<p>（介護補償） 第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受け権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障がいであって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。た</p>

<p>だし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>だし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

第6条 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障がいであって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障がいであって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障</p>

<p>「被害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>「被害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

議案第24号

可児市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

可児市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年 2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

可児市特別職報酬等審議会条例(昭和39年可児町条例第32号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員に対する議員報酬及び<u>会派に対する政務調査費</u>の額並びに市長及び副市長の給料の額(以下「報酬等の額」という。)について審議するため、可児市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員に対する議員報酬及び<u>政務活動費</u>の額並びに市長及び副市長の給料の額(以下「報酬等の額」という。)について審議するため、可児市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第25号

可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年 2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

可児市職員の旅費に関する条例（昭和36年可児町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（証人等の旅費）</p> <p>第11条の2 第3条第4項の規定により証人等に支給する旅費は、他の法令又は条例の別段の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、2級以下の職務にある者の例により旅行命令権者が市長と協議して定める旅費とする。</p> <p>(1)及び(2) （略）</p> <p>(3) <u>法第109条第5項、第109条の2第4項又は第110条第4項の規定により、常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の要求に応じ出頭した参考人</u></p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) <u>法第109条第4項、第109条の2第4項又は第110条第4項の規定により公聴会に参加した者</u></p>	<p>（証人等の旅費）</p> <p>第11条の2 第3条第4項の規定により証人等に支給する旅費は、他の法令又は条例の別段の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、2級以下の職務にある者の例により旅行命令権者が市長と協議して定める旅費とする。</p> <p>(1)及び(2) （略）</p> <p>(3) <u>法第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会に参加した者</u></p> <p>(4) <u>法第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、議会又は委員会の要求に応じ出頭した参考人</u></p> <p>(5) （略）</p>

(6)～(8) (略)	(6)～(8) (略)
2 (略)	2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第26号

可児市基金条例の一部を改正する条例の制定について

可児市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市基金条例の一部を改正する条例

可児市基金条例（平成18年可児市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																													
<p>（設置）</p> <p>第3条 次の各号の表に掲げる基金を設置する。</p> <p>(1) 積立基金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の名称</th> <th>設置の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>久々利地内ため池管理基金</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>外国人の子どもの就学支援基金</td> <td>外国人の子どもの教育環境を整備するための資金に充てるため。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>介護給付費準備基金</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>簡易水道事業管理基金</td> <td>簡易水道事業の施設を維持管理する資金に充てるため。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) （略）</p>		基金の名称	設置の目的	（略）		久々利地内ため池管理基金	（略）	外国人の子どもの就学支援基金	外国人の子どもの教育環境を整備するための資金に充てるため。	（略）		介護給付費準備基金	（略）	簡易水道事業管理基金	簡易水道事業の施設を維持管理する資金に充てるため。	（略）		<p>（設置）</p> <p>第3条 次の各号の表に掲げる基金を設置する。</p> <p>(1) 積立基金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の名称</th> <th>設置の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>久々利地内ため池管理基金</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>介護給付費準備基金</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) （略）</p>		基金の名称	設置の目的	（略）		久々利地内ため池管理基金	（略）	（略）		介護給付費準備基金	（略）	（略）	
基金の名称	設置の目的																														
（略）																															
久々利地内ため池管理基金	（略）																														
外国人の子どもの就学支援基金	外国人の子どもの教育環境を整備するための資金に充てるため。																														
（略）																															
介護給付費準備基金	（略）																														
簡易水道事業管理基金	簡易水道事業の施設を維持管理する資金に充てるため。																														
（略）																															
基金の名称	設置の目的																														
（略）																															
久々利地内ため池管理基金	（略）																														
（略）																															
介護給付費準備基金	（略）																														
（略）																															

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第27号

可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

可児市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年 2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市税条例の一部を改正する条例

可児市税条例（昭和35年可児町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（可児市行政手続条例の適用除外）</p> <p>第3条の2 可児市行政手続条例（平成9年可児市条例第18号）第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（可児市行政手続条例の適用除外）</p> <p>第3条の2 可児市行政手続条例（平成9年可児市条例第18号）第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章（<u>第8条を除く。</u>）及び第3章（<u>第14条を除く。</u>）の規定は、適用しない。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第28号

可児市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

可児市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年 2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市特別会計条例の一部を改正する条例

可児市特別会計条例（昭和57年可児市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を設置する。 <u>(1) 可児市簡易水道事業特別会計</u> <u>(2) 可児市飲料水供給事業特別会計</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u> <u>(11) (略)</u> <u>(12) (略)</u>	(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を設置する。 <u>(1) (略)</u> <u>(2) (略)</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第29号

可児市知的障がい者通所授産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市知的障がい者通所授産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市知的障がい者通所授産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

可児市知的障がい者通所授産施設の設置及び管理に関する条例（平成17年可児市条例第74号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>可児市知的障がい者通所授産施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、可児市知的障がい者通所授産施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを実施するため、可児市知的障がい者通所授産施設（以下「授産施設」という。）を設置する。</p>	<p>可児市知的障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、可児市知的障がい者通所施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを実施するため、可児市知的障がい者通所施設（以下「施設」という。）を設置する。</p>

(名称及び位置)

第3条 授産施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(略)

(指定管理者による管理)

第4条 授産施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 授産施設に入所する障がい者に必要な指導、訓練その他の便宜の供与に関する業務
- (2) 授産施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、授産施設の運営及び管理に関する業務のうち、市長の権限に属するものを除く業務

(休所日)

第6条 授産施設の休所日は、可児市の休日定める条例(平成元年可児市条例第22号)第1条第1項各号に規定する市の休日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(開所時間)

第7条 授産施設の開所時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、指定

(名称及び位置)

第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(略)

(指定管理者による管理)

第4条 施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設に入所する障がい者に必要な指導、訓練その他の便宜の供与に関する業務
- (2) 施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の運営及び管理に関する業務のうち、市長の権限に属するものを除く業務

(休所日)

第6条 施設の休所日は、可児市の休日定める条例(平成元年可児市条例第22号)第1条第1項各号に規定する市の休日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(開所時間)

第7条 施設の開所時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、指定管理

管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用基準)

第8条 授産施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)及び(2) (略)

(利用契約)

第9条 前条に定める者で授産施設を利用しようとするものは、指定管理者とその利用に関する契約を締結するものとする。契約の内容を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料)

第10条 授産施設の利用に係る利用料の月額額は、同一の月における法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(以下「対象費用」という。)から当該同一の月における同項に規定する介護給付費又は訓練等給付費を控除した額とする。

2 前項の規定により算出した利用料の月額額が、障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)第17条第1項各号に掲げる障害者等の区分に応じて定める額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、対象費用から政令第17条第2項に定める額を控除した額とする。

3 授産施設の利用者は、前2項に定める利用料を指定管理者に納付しなければならない。

4 (略)

者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用基準)

第8条 施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)及び(2) (略)

(利用契約)

第9条 前条に定める者で施設を利用しようとするものは、指定管理者とその利用に関する契約を締結するものとする。契約の内容を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料)

第10条 施設の利用に係る利用料の月額額は、同一の月における法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該同一の月における同項各号列記以外の部分に規定する介護給付費又は訓練等給付費を控除した額とする。

2 施設の利用者は、前項に定める利用料を指定管理者に納付しなければならない。

3 (略)

<p>(秘密保持義務)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 指定管理者及び授産施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、授産施設の業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>	<p>(秘密保持義務)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 指定管理者及び施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、施設の業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>
---	---

附 則
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第30号

可児市飲料水供給事業の設置等に関する条例及び可児市簡易水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について

可児市飲料水供給事業の設置等に関する条例及び可児市簡易水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成25年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市飲料水供給事業の設置等に関する条例及び可児市簡易水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 可児市飲料水供給事業の設置等に関する条例（昭和57年可児市条例第35号）
- (2) 可児市簡易水道事業の設置等に関する条例（平成2年可児市条例第27号）

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第31号

請負契約の変更について

可児市運動公園野球場ナイター照明等新設工事の請負契約（平成24年議案第57号）中契約の金額「223,860,000円」を「218,235,150円」に変更する。

平成25年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第32号

可児市・御嵩町認定審査会共同設置規約の変更について

可児市・御嵩町認定審査会共同設置規約を次のとおり変更する。

平成25年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市・御嵩町認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約

可児市・御嵩町認定審査会共同設置規約（平成18年可児市告示第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（共同設置する市町）</p> <p>第1条 可児市及び御嵩町（以下「関係市町」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に係る審査判定業務等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、同法第138条の4第3項に規定する審査会を共同して設置する。</p>	<p>（共同設置する市町）</p> <p>第1条 可児市及び御嵩町（以下「関係市町」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に係る審査判定業務等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、同法第138条の4第3項に規定する審査会を共同して設置する。</p>
<p>（共同処理する事務）</p> <p>第3条 審査会は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>第15条に規定する市町村審査会が行う審査判定業務に関する事務</p>	<p>（共同処理する事務）</p> <p>第3条 審査会は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>障害者総合支援法</u>第15条に規定する市町村審査会が行う審査判定業務に関する事務</p>

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。